

映像型ドライブレコーダー導入促進助成金交付要綱

平成24年 4月 1日改訂
社団法人愛媛県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 愛媛県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(以下「ドライブレコーダー」という。以下「機器」という。)の普及を図るため、機器を導入する会員事業者(以下「事業者」という)に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 助成の対象となる機器は、映像や走行データを記録する機器で別紙に示すものとする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに装着する機器に対して助成金を交付する。

- 2 「標準型」については、1台あたり定額2万円とする。
- 3 「運行管理携帯型」については、1台あたり定額4万円とする。
- 4 「スマートフォン活用型」については、1台あたり6千円とする。
- 5 「簡易型」については、1台あたり取得価格の2分の1で、上限2万円(千円未満切捨)とする。
- 6 ただし、国等の補助金及び助成金の合計が機器価格を超えない範囲とする。
- 7 台数上限は、1社あたり10台を限度とする。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 事業者は、機器装着が完了したときは、別に定める期日までに様式1「助成金実績報告書(助成金交付請求書)」を県ト協に提出しなければならない。

(助成金交付)

第5条 県ト協は、前条の「助成金実績報告書(助成金交付請求書)」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、事業者に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第6条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

附則(平成18年6月20日)

本要綱は平成18年7月1日より施行する。
本要綱は平成20年4月1日に改正し実施する。
本要綱は平成22年4月1日に改正し実施する。
本要綱は平成24年4月1日に改正し実施する。